

富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金 募集要領

1 目的

この補助金は、従業員のウェルビーイング向上に資する取組み、ひいては企業パフォーマンスが改善される働き方改革・女性活躍に関する取組みを行う富山県内の事業者を支援することを通じて、やりがいがあり、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくり促進を目的として交付するものです。

2 対象者

次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、主たる事業所所在地の都道府県に届出を行っている富山県内に事業所を有する企業、個人事業主、団体（協同組合、社団法人など）とします。

3 補助対象事業

社内セミナーやコンサルタント等を活用した職場環境整備等の実施、管理職体験やメンター制度の導入など、働き方改革や女性活躍を推進する事業とします。

具体的には、富山県働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条及び別表1を確認してください。

※交付決定日から令和8年2月27日（金）までに完了する見込みのあるものに限りします。

※ 国、県等の他の補助金や助成金を活用する事業は対象外とします。

※ 令和5年度富山県女性活躍「ファーストペンギン企業」パイロット事業費補助金及び令和6年度働き方改革・女性活躍サポート事業費補助金にて採択された事業者については、同じ内容の取組みは対象外です。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助対象外経費や補助率、補助上限額等については、要綱第5条及び別表2を確認してください。

5 応募方法

（1）次の書類を郵送（書留又は簡易書留）もしくはメールにて提出してください。なお、郵送の場合は、①及び②については、同時にデータでも提出（メール添付）してください。

① 交付申請書（要綱様式第1号）

② 事業計画書（要綱様式第1-1号）及び収支予算書（要綱様式第1-2号）

③ 見積書の写しその他補助対象経費の積算根拠となる資料

④ その他参考となる資料

（例）・働き方改革や女性活躍につながるセミナー、家事育児セミナーの開催要領（案）

・社内プロジェクト等の実施要領（案）

・依頼する外部コンサルタントの略歴や実績等

・家事代行サービス等の経費助成制度要領（案）

・フェムテック製品・サービスのカタログ写し

(2) 受付期間および提出期限

随時受付（先着順）※予算に達し次第終了

(3) 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 東別館2階

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室働き方改革・女性活躍推進課

TEL：076-444-3328

Email：atayonajinzai★pref.toyama.lg.jp（★→@）

6 審査

提出書類により内容を審査します。

[審査項目]

- ① 社内のニーズ（現状や課題、従業員の要望など）に応えたものになっているか。
- ② 従業員の働き方改革や女性活躍の推進に資すると考えられるか、また、その効果の検証方法が示されているか。
- ③ 他の県内事業者への波及効果が期待できるか。

※審査にあたり、必要に応じて、個別のヒアリングや追加資料の提出をお願いする場合があります。

※審査経過に関する問合せには応じられません。

7 採択及び交付決定

予算の範囲内において補助金の交付決定を行います。

8 その他留意事項

- ① 補助対象事業の成果の検証を行っていただくことを補助金交付の条件としていますので、**従業員の方々を対象としてアンケートやヒアリングなどを行うことを前提として事業を進めてください**。また、その検証結果については、実績報告に合わせて詳しいデータや資料を提供いただくよう県からお願いする場合があります。
- ② 補助金の交付決定を受けた事業は、県が作成するサイトを通じて、先進事例として広く紹介する予定としていますので、事業者名、事業内容、事業成果の検証結果などが公表・公開されることとなります（企業秘密等に係る部分は除きます）。また、サイトに掲載する記事の執筆や画像の提供等について県から協力をお願いする場合があります。